

## 検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび令和6年6月28日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0628第2号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日保医発0305第4号）が改正され、令和6年7月1日より適用されることとなりました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

( 記 )

### ■ 新規収載項目

点数区分	検査項目名	実施料	判断料	備考
D014 自己抗体検査				
30	抗カルジオリピン IgG 抗体 抗カルジオリピン IgM 抗体 抗β2グリコプロテイン I IgG 抗体 抗β2グリコプロテイン I IgM 抗体	226	免疫 100	※

下線部が追加されました。

※ (11) ア 「30」の抗カルジオリピンIgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ELISA法、CLIA法又はFIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。

イ 「30」の抗β2グリコプロテイン I IgG抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法、CLIA法又はFIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。

ウ 「30」の抗β2グリコプロテイン I IgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法、CLIA法又はFIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。

エ 「30」の抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、抗β2グリコプロテイン I IgG抗体及び抗β2グリコプロテイン I IgM体を併せて実施した場合は、主たるもの3つに限り算定する。

以上